

議第104号

下呂市企業立地促進及び企業支援に関する条例の一部を改正する条例について

下呂市企業立地促進及び企業支援に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和3年9月15日提出

下呂市長 山内 登

提 案 理 由

過疎地域自立促進特別措置法の施行に伴う下呂市固定資産税の特例に関する条例（平成16年下呂市条例第203号）が廃止され、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う下呂市固定資産税の特例に関する条例（令和3年下呂市条例第 号）が制定されたことにより、引用している条例の名称に変更が生じるため、また、失効日を令和4年3月31日から令和7年3月31日に延長するため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市企業立地促進及び企業支援に関する条例の一部を改正する条例

下呂市企業立地促進及び企業支援に関する条例（平成20年下呂市条例第23号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（助成金の不交付等）</p> <p>第7条 （略）</p> <p>2 市長は、指定事業者が<u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う下呂市固定資産税の特例に関する条例（令和3年下呂市条例第 号。</u>以下「<u>過疎地域特別措置法条例</u>」という。）及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う下呂市固定資産税の特例に関する条例（平成20年下呂市条例第13号。以下「<u>地域未来投資促進条例</u>」という。）の要件に適合し、投下固定資産に対して賦課された固定資産税の課税の免除を受けられると認めるときは、その適用期間は事業所等設置助成金を交付しない。ただし、<u>過疎地域特別措置法条例</u>及び<u>地域未来投資促進条例</u>の適用期間終了後は、この条例により交付される事業所等設置助成金の適用期間から<u>過疎地域特別措置法条例</u>及び<u>地域未来投資促進条例</u>の適用期間を差し引いた期間については、事業所等設置助成金を交付する。この場合において別表第1の交付の要件(1)及び(3)における場合の事業所等設置助成金の上限額は、<u>過疎地域特別措置法条例</u>及び<u>地域未来投資促進条例</u>により課税免除を受けた額を事業所等設置助成金の助成総額から差し引いた額を適用期間で除した額と、単年で交付する上限額の</p>	<p style="text-align: center;">（助成金の不交付等）</p> <p>第7条 （略）</p> <p>2 市長は、指定事業者が<u>過疎地域自立促進特別措置法の施行に伴う下呂市固定資産税の特例に関する条例（平成16年下呂市条例第203号。</u>以下「<u>過疎地域特別措置法条例</u>」という。）及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う下呂市固定資産税の特例に関する条例（平成20年下呂市条例第13号。以下「<u>地域未来投資促進条例</u>」という。）の要件に適合し、投下固定資産に対して賦課された固定資産税の課税の免除を受けられると認めるときは、その適用期間は事業所等設置助成金を交付しない。ただし、<u>過疎地域特別措置法条例</u>及び<u>地域未来投資促進条例</u>の適用期間終了後は、この条例により交付される事業所等設置助成金の適用期間から<u>過疎地域特別措置法条例</u>及び<u>地域未来投資促進条例</u>の適用期間を差し引いた期間については、事業所等設置助成金を交付する。この場合において別表第1の交付の要件(1)及び(3)における場合の事業所等設置助成金の上限額は、<u>過疎地域特別措置法条例</u>及び<u>地域未来投資促進条例</u>により課税免除を受けた額を事業所等設置助成金の助成総額から差し引いた額を適用期間で除した額と、単年で交付する上限額のいずれか低い方の額</p>

改 正 後	改 正 前
<p>いずれか低い方の額を助成金の上限額とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p style="text-align: center;">(経過措置)</p> <p>2 この条例は、<u>令和7年3月31日</u>（以下「失効日」という。）限り、その効力を失う。ただし、失効日までに、この条例の規定により指定事業者の指定を受けたものは、その適用期間が終了するまでは、なお従前の例による。</p>	<p>を助成金の上限額とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p style="text-align: center;">(経過措置)</p> <p>2 この条例は、<u>平成34年3月31日</u>（以下「失効日」という。）限り、その効力を失う。ただし、失効日までに、この条例の規定により指定事業者の指定を受けたものは、その適用期間が終了するまでは、なお従前の例による。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の第7条第2項の規定は、令和3年4月1日以後に第5条に規定する申請を行った指定事業者から適用し、同日前に指定を受けた指定事業者については、なお従前の例による。

【参考資料】

下呂市企業立地促進及び企業支援に関する条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

過疎地域自立促進特別措置法の施行に伴う下呂市固定資産税の特例に関する条例（平成16年下呂市条例第203号）が廃止され、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う下呂市固定資産税の特例に関する条例（令和3年下呂市条例第 号）が制定されたことにより、引用している条例の名称に変更が生じるため、また、失効日を令和4年3月31日から令和7年3月31日に延長するため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 引用している条例の名称を改めます。

(第7条関係)

(2) 失効日を改めます。

(附則関係)

(3) この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用します。

(附則関係)

(4) 第7条第2項の規定は、令和3年4月1日以降に申請を行った事業者から適用し、同日以前に指定を受けた事業者については、従前のおりとします。

(附則関係)